2026.8

公益財団法人三五自然共生財団

助成金受給者へのお願い

公益財団法人三五自然共生財団（以下「当法人」という）から助成金の支給を受ける者（以下「助成金受給者」という）におかれましては、「１．遵守事項」に掲げられた事項を遵守していただきたく宜しくお願い申し上げます。また、当法人の助成については、「２．注意事項」のように運用することといたしたく宜しくお願い申し上げます。

１．遵守事項

（１）事業計画等の変更

助成金受給者は、助成金の支給の決定を受けた後に、事業計画等に関し重要な変更をしようとするときは、当法人の承認を受けなければならない。

事業内容を変更する場合は、事前に事務局へ相談のうえ、所定の変更申請書を代表理事に提出するものとする。なお、変更内容が事業の目的又は趣旨に適合しない場合、又は事後の事業計画変更については、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、承認しないことがある。

（２）助成費等の使用制限

助成の対象となる経費は、事業等にあたり通常必要とされる費用とし、別紙に定めるものとする。

（３）関係書類の整理保管

助成金受給者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

（４）事業に係る報告

助成金受給者は、助成金を受けた年の翌年５月１０日までに助成を受けた事業等に係る収支および成果について「成果報告書」として当法人に報告するものとする。成果報告書は、ホームページにあるフォーマットに従って、PDF にて事務局あてにメールで提出することとする。また、パソコンや提出に関わるデジタル機能を持ち合わせていない場合は紙媒体で事務局に送ることも可能とする。

（５）発表の報告

助成金に係る事業等に従事する者が、調査等の結果の全部もしくは一部を刊行又は発表する場合は、その刊行物または別刷を添付して、当法人に報告しなければならない。

（６）受給者は、本事業が『公益財団法人　三五自然共生財団の助成を受けて実施されるもの』であることを当該事業に関連する資料等に明示する義務を負うものとする。

２．注意事項

（１）監査

当法人は、必要があると認めたときは、助成金受給者に対し、経理及び事業内容等につき報告を求め、又は経理及び事業内容等につき監査することができるものとする。

（２）助成金の支払い先について

助成金の支払いは、助成金受給者の取扱（ルール）に従って全額一度に支払いを行う。助成金受給者は受給時に振込み先の指定を行うものとする。

（３）支払いについて

助成金は内定通知後、年度末に行われる理事会の承認を経て３月に支払うものとする。

（４）事業の結果生じた知的財産権等の扱い

助成に係る事業の結果生じた知的財産権（副次的に発生する特許含む）は全て助成金受給者に帰属する。

（５）成果報告の公表

当法人へ報告された成果報告の全部または一部を印刷その他の方法をもって公表することができるものとする。また、調査等の要旨は、当法人のホームページや刊行物に掲載することができるものとする。

（６）助成金の決定の取消、中止、及び返還

助成金の支給の決定を受けた者が、次のいずれかに該当した場合、又はその事実が判明した場合は、当法人は助成金の支給決定を取り消し、支給を中止し、又はすでに支給した金額の全部もしくは一部の返還を求めることができることとする。

① 虚偽の申請又は報告を行なったとき

② 対象となる事業等が中止になったとき

③ その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

以上